

## 令和7年度第3回登別市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時：令和8年3月2日（月）

18時20分～18時40分

場所：登別市役所 2階 第2委員会室

### 1. 議案第1号 令和8年度登別市地域包括支援センター運営方針（案）について

議長 皆様からご意見等ありますか。

（意見等無し）

以前と異なるところはあるのでしょうか。

事務局 今年度につきましては、昨年度と同様の内容で変更点は無いということで提案させていただきました。

議長 わかりました。

では、皆様この内容でよろしいでしょうか。

委員 市民の方が介護サービスを受けるために認定を受ける際、まずは包括支援センターに相談して申請の代行等をしていただくとと思いますが、その結果要介護1以上となった場合、包括支援センターから市内の居宅介護支援事業所に紹介すると思いますが、各包括支援センターがどこの事業所に紹介しているのか、具体的な人数は市で把握しているのでしょうか。

事務局 事業所に何件紹介しているかは把握しておりません。また、包括支援センターから事業所に紹介する際には、利用者の方に事業所を決めていただく流れになっています。

委員 ありがとうございます。包括支援センターからどこの事業所に紹介したというはっきりした人数はわからないということですね。

事務局 そうです。

委員 これは邪推になるかもしれませんが、3包括とも包括支援センターと同じところに居宅介護支援事業所があり、そこに比較的すぐに話をつなげやすいということはあると思いますが、そのようなことをオープンに出来ると中立性が確保されるのではないかと思い、意見とさせていただきます。市から包括支援センターへお願いすることは出来るのでしょうか。

議長 あおいは内部資料でどこの事業所に依頼したという資料はあります。そのような資料ですよね。

委員 はい。そのような資料があればよりオープンなのかなと思います。

事務局 見えづらいということですよ。利用者の方に選んでいただいています。もしかしたら、「わからないからどこが良いか」と聞いているかもしれない。事実関係はわからないがそのように感じる部分もあるというようなご意見ということでしょうか。誤解等を受けないようにする方策があればということ。

委員 そうですね。運営方針（案）の「5 業務の実施に係る留意事項」でケアプランの作成件数と予防プランの委託先を報告することとなっていますが、それと同様に、認定を受けた方をどこに何件というのがあっても良いのかなと思います。これはあくまでも私の意見ですので、ご判断はお任せします。

事務局 原則は、利用者ご本人に選んでいただいているという大前提ではありますので、ご意見としてお受けさせていただきたいと思えます。

委員 わかりました。

議長 他にご意見等ありますか。

委員 基本的には運営方針（案）は昨年度と同様だと説明がありました。これまでのこの会議等でも私からお話しさせていただいていた内容があったのですが、「包括支援センター職員の予防プランの作成件数が一人工並の数に達していて、本来の包括支援センター業務に支障が出ている可能性はないのでしょうか」とお聞きしていました。特に、「地域ケア会議ですとか包括支援センターとしての重要な役割をなかなか進められていない状況で、運営方針等に市の考え方を整理する必要があるのではないのでしょうか」ということを前回もお話ししたと思うのですが、この辺の考え方については今回何も触れられていないというか、検討はされたのか確認したいと思えます。

事務局 ケアプランの件数が一人工に達しているのではないかということについてですが、昨年度に法改正がございまして、居宅介護支援事業所が介護予防ケアプラン作成に参入出来るようになりますと法改正があった際に、包括支援センターに「ケアプランの処理は大丈夫ですか。参入したいと言っている業者がいますか」という話はさせていただきました。その際には3包括ともに「大変ではあるがなんとか委託料の中でやっていけ

ます」という話がありましたので、新規参入の話は無く、現在3事業所に委託している状況です。前回質問があった際に説明していなかったのもので、説明させていただきました。そのようなことを踏まえまして、令和6年度、令和7年度、令和8年度とこの方針で実施させていただいているという事です。包括支援センターでは、この人数で、この委託料で実施できますとお答えはいただいているところです。

議長 いかがでしょうか。

委員 食い違っているかなと思いますが、端的に言うと、包括支援センターの職員が、本来の包括支援センターの業務をきちんと実施する為に予防ケアプランの上限を決めないと、必要な事業が出来ていない中で、そこはこ入れをしないといけないのでは、という意見をしてきています。今回は、そこは検討せずにそのままいくという回答ということでしょうか。

事務局 法改正の際、包括には、「市外の業者で介護予防ケアプラン作成委託に参入できる業者がいる。そこに委託出来れば包括支援センターの業務が少し緩和されますよね」というお話をさせていただいたが、包括支援センターは「自分たちで出来るので委託しなくても大丈夫です」とのことでした。

委員 包括支援センターの方々から「現状のケアプランの件数を持ったまま、本来の包括支援センターの業務を出来る」という回答があったということですね。

事務局 そういうお話をさせていただきました。

委員 これまで実績報告の際に、なかなかそれが進んでいないという報告がずっとされていますよね。もしかすると今年度からこれからの取組は、よりがんばって実績として報告されるのかもしれませんが。市としては、現状は大丈夫という判断ということですね。少なからず、3年、4年と同じ質問をしている状況で、あまり改善されていないので質問してきた経過があるのですが。今回そのような回答があつて、今後も適切に包括支援センターとしての業務はしっかりやりますとのことであれば、次の実績報告を確認させていただいて、本当に出来ているのであれば良いのですが、その実績が足りないような報告であれば改めて確認させていただきたいと思います。私からの質問への回答はいただきましたので、以上となります。

議長 それでは、議案第1号についてご承認いただいたということ

でよろしいでしょうか。

(異議無し)

## 2. 議案第2号 登別市地域包括支援センターの指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部委託について

議長 何かご意見等ありますか。

(意見等なし)

意見等ないのでご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議無し)

では、その他で事務局から何かありますか。

事務局 皆様にご提案させていただきたいことがあります。

毎年度、第3回目の運営協議会で報告しております「登別市地域包括支援センターの事業評価」であります。国及び北海道からの結果通知が毎年度遅くなっており、昨年度は追加報告となり、今年度におきましては、現在までに到達しておらず、本日、追加報告議案として、報告することができない状況となっております。例年であれば、結果通知を受理し、内容精査した後、運営協議会に報告させていただくところでありますが、年度末・年度初めとなる時期であり、本件1件のみの案件でお集まりいただくことも心苦しいところでありますので、結果受理後に皆様に郵送により報告させていただき、文書によりご意見等をお伺いする形とさせていただけないものか、ご提案させていただきます。いかがでしょうか。

議長 問題無いのではないのでしょうか。

事務局 それでは、届き次第精査させていただきまして、年度末もしくは年度初めに皆様に郵送によりご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 以上で終了し、事務局に引き継ぎます。